

# 公共下水道使用の手引き (工場・事業場用)

## はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためのなくてはならない施設です。しかし、工場や事業場から有害な物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されると、下水管を損傷したり下水処理場の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることとなります。

工場や事業場が悪質な下水を排除しようとする場合には、一定の基準値以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。この手引きは、特定事業場及びその他の工場や事業場の皆さんが公共下水道を使用する場合に必要な水質基準や届出内容などについて概要を説明したものです。

## 1. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で、「水質汚濁防止法施行令別表第1」に掲げられているものや、ダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で、「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2」に掲げられているものをいいます。

また、特定施設を設置している工場や事業場を特定事業場といいます。

特定事業場とその他の工場や事業場とは届出書類や排水規制が違いますので、皆さんの工場や事業場がどちらに該当するかよく調べてください。

## 2. 水質基準

工場や事業場が公共下水道へ下水を排除する場合は、一定の基準値（別表「下水排除基準」参照）以下にしなければ流すことはできません。

### (1) 下水の排除の制限による規制（下水道法第12条の2及び下水道条例第14条）

特定事業場の事業主が、①カドミウムやシアンなど人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を含む下水を排除する場合やダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する場合 ②事業場からの排水が日量50m<sup>3</sup>以上あり、フェノール類や銅又は生物化学的酸素要求量（BOD）など生活環境に被害を生じるおそれのある物質等を含む下水を排除する場合は、水質基準に違反すると直ちに罰則（懲役又は罰金）（下水道法第46条の2）がかかることとなります。

また、水質基準を超えるおそれがあると認められる場合には、下水の処理方法等の改善又は下水道への排除の一時停止（下水道法第37条の2）を命じられることがあります。

### (2) 除害施設設置等による規制（下水道法第12条、第12条の2及び下水道条例第15条）

上記の「下水の排除の制限による規制」を受ける者を除き、水質基準を超える下水を排除する場合には、水質基準以下にするよう除害施設を設置するなどの必要な措置をしなければなりません。

この規定に違反すると、下水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。（下水道法第38条第1項により第46条）

## 3. 必要な届出

### (1) 公共下水道使用開始（変更）の届出（下水道法第11条の2）

下記の条件に該当する方が下水道を使用しようとする場合は、あらかじめ届出をする必要があります。また、排水量や水質を変更しようとするときも同様とします。

① 排除する汚水の量が最も多い日で、1日50m<sup>3</sup>以上ある場合又は汚水の量に関係なく「公共下水道使用開始（変更）届を要する水質」に該当する水質の下水を継続して排除する場合。

○ 「様式第四」による「公共下水道使用開始（変更）届」

② 特定施設で、水量、水質が①に該当しない場合。

○ 「様式第五」による「公共下水道使用開始届」

**(2) 特定施設の設置等に関する届出**

特定施設の設置等に関する主な届出には、次のようなものがあります。

	届出を必要とする場合	届出の期間	様 式
1	特定施設を設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)	設置の60日前まで	特 定 施 設 設 置 届 出 書 (様式第六)
2	ある施設が新しく特定施設となった際、現にその施設を設置(設置工事を行っている場合を含む)している場合 (下水道法第12条の3第2項)	特定施設になった日から30日以内	特 定 施 設 使 用 届 出 書 (様式第七)
3	特定施設を設置している工場が公共下水道を使用することになったとき (下水道法第12条の3第3項)	使用開始より30日以内	特 定 施 設 使 用 届 出 書 (様式第七)
4	上記の届出を行った特定施設の構造、使用の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)	変更の60日前まで	特 定 施 設 の 構 造 等 変 更 届 出 書 (様式第八)
5	上記1～3の届出後、氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地を変更した場合 (下水道法第12条の7)	変更した日から30日以内	氏 名 変 更 等 届 出 書 (様式第十)
6	上記1～3の届出を行った特定施設の使用を廃止したとき (下水道法第12条の7)	廃止した日から30日以内	特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書 (様式第十一)
7	上記1～3の届出を行った特定施設を届出た者から譲り受け、借り受け、相続合併によって承継した場合 (下水道法第12条の8)	承継した日から30日以内	承 継 届 出 書 (様式第十二)

**(3) 除害施設の設置等に関する届出**

特定事業場(「下水の排除の制限による規制」に係わるものを除く)と特定施設を設置していない工場や事業場の事業主が除害施設を設置する場合の主な届出には、次のようなものがあります。

	届出を必要とする事項	届出の期間	様 式
1	除害施設を設置する又は当該施設を変更する場合 除害施設を設置している事業場が公共下水道を使用することとなったとき (八幡市下水道条例第15条第1項)	工事着手前まで	除 害 施 設 工 事 計 画 ( 変 更 ) 確 認 申 請 書
2	除害施設の設置又は変更等が完了した場合 (八幡市下水道条例第16条第2項)	完了した日から5日以内	排 水 設 備 ( 除 害 施 設 ) 工 事 完 成 届

その他、以下に該当する場合はお知らせください。

- ・上記1, 2の届出後、氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地に変更があった場合
- ・上記1, 2の届出を行った除害施設の使用を休止又は廃止したとき
- ・除害施設を譲り受け又は借り受けたとき
- ・工場又は事業場が相続、合併又は分割があったとき

#### 4. 手続の流れ

工場や事業場からの排水を公共下水道に接続する場合は、排水設備工事計画の届出と特定施設や除害施設設置に関する届出の両方を行わなければなりません。(排水設備の申請者は建物又は土地所有者です。また、排水設備工事は八幡市下水道排水設備指定工事業者で行ってください。)

##### (1) 特定事業場からの排水を下水道へ接続する場合

- 新しく特定施設を設置し下水道へ接続する場合
  - ・ 公共下水道使用(変更)開始届の提出
  - ・ 特定施設設置届出書の提出(設置工事の60日前まで)→受理書の交付
  - ・ 井戸水や循環水使用の場合、料金担当と調整
  - ・ 排水設備工事計画に関する届出→排水設備工事計画確認書の交付
  - ・ 排水設備工事の実施
  - ・ 排水設備の完成に関する届出等の提出(工事完成後5日以内)
  - ・ 完了検査を受ける
- 特定施設を使用している工場が下水道へ接続する場合
  - ・ 公共下水道使用(変更)開始届の提出
  - ・ 井戸水や循環水使用の場合、料金担当と調整
  - ・ 排水設備工事計画に関する届出→排水設備工事計画確認書の交付
  - ・ 排水設備工事の実施
  - ・ 排水設備の完了届出書の提出(工事完了後5日以内)
  - ・ 特定施設の設置等の完了届出書の提出(完了日から5日以内)
  - ・ 特定施設使用届出書の提出(下水使用開始より30日以内)
  - ・ 完了検査を受ける

##### (2) 除害施設設置事業場の下水道へ接続場合の届出手順

- 新しく除害施設を設置し下水道へ接続する場合、もしくは除害施設を設置している工場が下水道へ接続する場合
  - ・ 公共下水道使用(変更)開始届の提出
  - ・ 井戸水や循環水使用の場合、料金担当と調整
  - ・ 除害施設工事計画(変更)確認申請書の提出(工事着手前まで)→除害施設工事計画確認書の交付
  - ・ 排水設備工事計画に関する届出→排水設備工事計画確認書の交付
  - ・ 排水設備工事の実施
  - ・ 排水設備の完成に関する届出等の提出(工事完成後5日以内)
  - ・ 除害施設の完成に関する届出等の提出(工事完成後5日以内)
  - ・ 完了検査を受ける

#### 5. その他

##### (1) 立入検査

公共下水道管理者は、下水道の施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、下水道を使用している工場や事業場に対して、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件の立入検査を行うことができます。

##### (2) 罰 則

次の違反事項に対しては、懲罰などが科せられますので注意してください。

- ① 排除基準を超えた下水を流し、下水の排除の制限規定に違反した場合。
- ② 公共下水道管理者の計画変更命令、施設の改善命令、下水の排除の停止命令などに違反した場合。
- ③ 下水道の使用開始(変更)の届出を怠り、また、虚偽の届出をした場合。
- ④ 特定施設の設置などの届出や除害施設の設置などの届出を怠り、または虚偽の届出をした場合及びこれらの届出にかかわる工事の実施制限規定に違反した場合。
- ⑤ 水質を測定・記録する義務及び報告の義務に違反した場合。

特定施設や除害施設の届出及び水質基準に関するお問い合わせ

八幡市役所 上下水道部 下水道課  
〒614-8037 八幡市八幡高畑1-1  
TEL 075-983-1111 (内線 241)

下水排除基準

項目	特定事業場		非特定事業場
	排水量50m <sup>3</sup> /日以上	排水量50m <sup>3</sup> /日未満	
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下
有機りん化合物	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下
ひ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
水銀, アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下	0.005 mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.003 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下	0.04 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下	0.4 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下	8 mg/L以下	8 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下	0.5 mg/L以下
フェノール類	5 mg/L以下	5 mg/L以下	5 mg/L以下
銅及びその化合物	3 mg/L以下	3 mg/L以下	3 mg/L以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	10 mg/L以下	10 mg/L以下
クロム及びその化合物	2 mg/L以下	2 mg/L以下	2 mg/L以下
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下	10 pg-TEQ/L以下
アンモニア性窒素等含有量	380(125) mg/L未満	380(125) mg/L未満	380(125) mg/L未満
水素イオン濃度 (pH)	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満	5(5.7)を超え 9(8.7)未満
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満
浮遊物質 (SS)	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満	600(300) mg/L未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L以下	5 mg/L以下
	動植物油脂類	30 mg/L以下	30 mg/L以下
窒素含有量	240(150) mg/L未満	240(150) mg/L未満	240(150) mg/L未満
りん含有量	32(20) mg/L未満	32(20) mg/L未満	32(20) mg/L未満
温度	45(40) °C未満	45(40) °C未満	45(40) °C未満
よう素消費量	220 mg/L未満	220 mg/L未満	220 mg/L未満

- ※ 1. ■は政令で定める一律基準を示す。  
 2. ■は条例で定める基準を示す。  
 3. 「太字」は、直罰対象の排除基準を示す。  
 4. ( )内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準の限度を示す。ただし、基準を定めることができるのは、該当する施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の1/4以上であると認められる等の理由がある場合に限定されている。

